

熊谷市バドミントン協会役員事務分担細則

職務分掌

(目的)

第1条 目的

本細則は、熊谷市バドミントン協会役員の職務分掌について定める。

(業務範囲)

第2条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長

ア. 会長は、本協会を代表し会務を総理する。

イ. 会長は、本協会の目的とする活動を円滑に行わせるため、対外的な折衝業務にあたる。

ウ. 会長は、理事会を招集する。

(2) 副会長

ア. 副会長は、会長を助け会長に事故ある時、又は不在の時は会長に代わってその職務を代理し執行する。

(3) 理事長

ア. 理事長は、本協会の会務を統括し執行する。

イ. 理事長は、本協会の目的とする所の実現を図るための諸策を理事会に諮る。

ウ. 理事長は、協会運営を円滑に行うため、関係諸団体との調整を行う。

(4) 副理事長

ア. 副理事長は、理事長を助け理事長に事故ある時、又は不在の時は理事長に代わってその職務を代理し執行する。

(5) 事務局長

ア. 事務局長は、本協会の実務を掌握し執行する。

イ. 具体的には、理事会の開催案内、理事会の議決事項の周知徹底、その他理事会が円滑に運営されるための連絡業務を行う。

ウ. 関係諸団体からの事務連絡の受付と登録クラブへの周知徹底を行う。

エ. 大会開催に関わる業務の実施状況（要項発送、参加者の把握、資格審査、参加状況の把握及び金銭管理）を監督する。

(6) 監事

ア. 監事は、会計及び業務執行状況の監査を実施する。

(7) 会計

ア. 会計は、本協会運営金の出納業務を行う。

イ. 入出金に際しては台帳管理を基本とし、監督業務の円滑な遂行を助けること。

(8) 広報

ア. 広報は、公益財団法人熊谷市体育協会が発行する機関紙の紙面作成に協力する。

イ. 広報は、機関紙の紙面を有効に活用し、本協会の目的するところを積極的に周知させる。

(9) 理事

- ア. 理事は、理事会を構成し本協会の業務を議決し事業の遂行にあたる。
- イ. 理事は、本協会が企画する事業の実行責任者となり、円滑に事業を遂行させる。
- ウ. 理事は、必要に応じて上部団体及び関係諸団体の役員に就任し、その任務を全うする。

(定めなき事項)

第3条 本細則に規定していない事項については理事会において決定する。

附則

制定：2006年4月

(※2007年4月1日～2010年4月3日の改定については、2013年4月7日付けの規約を参照)

改定：2012年4月8日

* 協会規約改定に伴い（業務範囲）〔第2条（5）〕の地区統括責任者の内容を削除。

* （業務範囲）〔第2条（7）ウ.〕加盟クラブを登録クラブへ変更。

〔※ 熊谷市体育協会が財団法人から公益財団法人となる。第2条 現（10）ア〕

改定：2015年4月5日

* 協会規約改定に伴い（業務範囲）〔第2条（5）（6）〕の常任理事・専門部理事の内容を削除。

* （業務範囲）〔第2条（9）〕に理事を追記。